財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月31日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

- 1.八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2.甲津畑財産区有財産は、甲津畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

協	議事	項	財産の取扱い		協定項目	No.	9
			1 市	4 聞丁	の現	況	
一般:	特別会計(平局	成13年度決算 第13年度決算	額)				
	項	目	八日市市	永 源 寺 町	五 個 荘 町	愛 東 町	湖東町
	/= τь α+ **	土地	737,929 m²	199,012 m²	295,716 m²	209,072 m²	332,760 m ²
主	行政財産	建物	136,033 m²	40,130 m²	38,510 m ²	36,684 m²	59,169 m ²
な	普通財産	土地	82,622 m²	6,838 m²	17,041 m ²	6,027 m ²	44,263 m²
資	百週別准	建物	865 m²	361 m²	720 m²	- m²	673 m²
産		及び出資	245,510 千円	107,201 千円	182,931 千円	117,168 千円	图 81,252 千月
	物品()		99 台	48 台	39 台	37 台	16 台
	基	金	7,193,082 千円	2,172,933 千円	1,786,308 千円	1,849,109 千円	
債	地方	債 等	26,173,357 千円	6,425,059 千円	8,869,362 千円	5,030,738 千円	5,736,667 千月
務		るに基づ〈平成 の支出予定額	325,281 千円	188,928 千円	483,349 千円	58,877 千円	87,705 千月
K道事	≨業(平成13年	三度決算額)					
	項	目	八日市市	永 源 寺 町	五 個 荘 町	愛 東 町	湖東町
	土	地	90,203 千円		3,844 千円		
資	建	物	22,680 千円	9	18,222 千円	該当なし (一部事務組合)	該当なし (一部事務組合)
		築 物	4,937,032 千円		1,233,385 千円		
産		也 資 産	97,448 千円	成当な((行別去計)	71,025 千円		
		計	5,147,363 千円		1,326,476 千円		
債務	企	業 債	1,268,997 千円		242,759 千円		
オ産区	<u> </u>						
			八日市市	永 源 寺 町	五 個 荘 町	愛 東 町	湖東町
	現	況	該当なし	甲津畑財産区	該当なし	該当なし	該当なし

平成14年3月31日現在

協議事	項	財産の取扱い		協定項目	No.	9
	1	市	4 ₽	J Ø	現	
主な公の施設						
項	目	八日市市	永 源 寺 町	五 個 荘 町	愛 東 町	湖東町
	m	229,340	60,2	98 72,218	6	88,158 108,
農道	m	160,482	75,		11	10,510 30,
 林道	m	3,400	58,9	36 4,674	1	3,383
橋梁	箇所	138		70 117		58
都市公園	m²	415,200	-	56,196	-	100,
公営住宅	戸	454		34 46		32
上水道	箇所	1	簡易水道 (4	1	一部事務組合	一部事務組合
下水道(処理面積)	千㎡	5,544	-	3,110	-	-
農村下水道	箇所	9		7 3		10
保育園	箇所	4		2 1	-	
幼稚園	箇所	9		2 3		2
小学校	箇所	6		4 1		2
中学校	箇所	3		2 1		1
児童館	箇所	2	-	1	-	
隣保館	箇所	2	-	-	-	-
公民館	箇所	9		1 1		1
図書館	箇所	1		1 1		1
博物館	箇所	1	-	5	-	
市民会館・公会堂	箇所	-	-	1	-	-
集会施設	箇所	7		5 6		1
保健センター	箇所	1		1 1		1 -
勤労青少年ホーム	箇所	1	-	-	-	-
老人福祉センター	箇所	2	-	1	-	
診療所	箇所	-		1 -		1
体育館	箇所	4		1 1		1
野球場	箇所	1	-	1		1
運動場	箇所	3		1 1		1
テニスコート	箇所	1		1 1		1
プール	箇所	1	_	_	_	

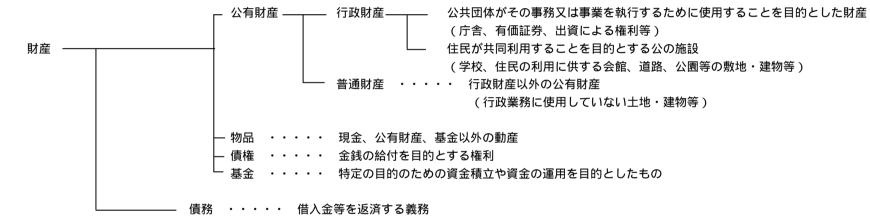
公の施設とは・・・住民の福祉を推進する目的を持ってその利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設

協	議	事	項	財産の取扱い				協定	E項目No.	9
					関	係	法	令	等	

(地方自治法第7条第4項)

市町村が廃置分合する場合において財産処分するときは、関係市町村が協議してこれを定める。

【財産】



【財産区】

財産区とは、市町村及び特別区の区域の一部で、市町村から独立して財産を所有し、管理・処分を行うことを認められた特別地方公共団体 市町村制施行当時から引き続き存在 市町村合併等の時に設置

資 料 4

協	議	事	項	財産の取扱い		協定項目	目 N o .		9
			 先	進	地		事	例	

新市名	合併の方式	関係市町	調整方針	
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	
中主町・野洲町合併協議会	新設	中主町野洲町	2 町の所有する財産、公の施設および債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 北桜財産区有財産は、北桜財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	3 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。	
甲賀地域 合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	5 町の所有する財産は、すべて新市に帰属させるものとします。 合併に際しては財産区の設置、あるいは財産の処分は行わないものとします。 現在の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐこととします。	